

山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改正案）

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第三十一号）」が施行されたことに伴い、改正水防法に基づく法定協議会とする旨を追加する。

改正前	改正後
<p>(目的) 第2条</p> <p>本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方にに基づき、二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p>	<p>(目的) 第2条</p> <p>本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方にに基づき、二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p style="color: red;">なお、本協議会は水防法第15条の10により組織する協議会である。</p>
<p>(附則) 第10条</p> <p>本規約は、平成29年5月30日から施行する。</p>	<p>(附則) 第10条</p> <p>本規約は、平成29年5月30日から施行する。</p> <p style="color: red;">平成30年 月 日改正</p>

別表2

改正前		改正後	
機関名	代表者	機関名	代表者
(委員)		(委員)	
鶴岡市	市長	鶴岡市	市長
酒田市	市長	酒田市	市長
遊佐町	町長	遊佐町	町長
気象庁 山形地方気象台	次長	気象庁 山形地方気象台	台長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長	山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長	山形県 庄内総合支庁	建設部長
(オブザーバー)		(オブザーバー)	
山形県 環境エネルギー部	危機管理課長	山形県 環境エネルギー部	危機管理課長
危機管理・くらし安心局		危機管理・くらし安心局	

山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 本会の名称は、「山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」とする。

2 山形県二級河川とは、山形県が管理する二級河川（別表1）を指すものとする。

（目的）

第2条 本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方にに基づき、二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

なお、本協議会は水防法第15条の10により組織する協議会である。

（協議会）

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 また、別表3に定める機関にアドバイザーを置く。

3 協議会の運営、進行及び招集は第8条に定める事務局が行う。

4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。

3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。

4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ

- れ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 4. その他、減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表とすることができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成29年5月30日から施行する。

平成30年 月 日改正

1 月光川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
がっこうがわ 月光川	がっこうがわ 月光川		左岸 鮑海郡遊佐町杉沢字嶽の腰国有林酒田事業区18林班ユ小班 右岸 同町吉出字金侯国有林酒田事業区13林班サ小班		17,400	遊佐町
	あらい 洗 沢 川	一次	左岸 鮑海郡遊佐町直世字村上30番地先 右岸 同町直世同字1番地先	月光川への合流点	4,600	遊佐町
	うし 半 渡 川	二次	左岸 鮑海郡遊佐町直世字荒川34番地先 右岸 同町直世同字33番2地先	洗沢川への合流点	1,500	遊佐町
	たま 滝 瀨 川	三次	左岸 鮑海郡遊佐町直世字高ノ上106番5地先 右岸 同町直世字山居104番6地先	牛渡川への合流点	2,740	遊佐町
	しょう 庄 内 高 瀬 川	一次	左岸 鮑海郡遊佐町長坂82番の1地先 右岸 同町北日字麻掛1番の2地先	月光川への合流点	6,600	遊佐町
	の 野 沢 川	二次	左岸 鮑海郡遊佐町白井新田字東前田10番の2地先 右岸 同町白井新田字石合13番の1地先(町道函渠下流端)	庄内高瀬川への合流点	3,400	遊佐町
	の 野 沢 川	三次	左岸 鮑海郡遊佐町野沢字清四新田83番の1地先 右岸 同町野沢字椿坂63番地先	野沢川への合流点	1,350	遊佐町
	やま 山 田 川	一次	鮑海郡遊佐町大字官有地内懐の内11林班のは地先	月光川への合流点	2,500	遊佐町
	しょう 庄 内 熊 野 川	一次	鮑海郡遊佐町杉沢字嶽の腰2番地の1地先(林道橋下流端)	同 上	5,100	遊佐町
	おお 大 樽 川	二次	左岸 鮑海郡遊佐町大字松木沢湯の尻48番地先 右岸 同町大字松木沢同字47番地先	庄内熊野川への合流点	2,600	遊佐町
	と 百 々 沢 川	三次	左岸 鮑海郡遊佐町白井新田字村下1番の1地先 右岸 同町白井新田字千度石長根70番地先	野沢川への合流点	1,750	遊佐町

2 日向川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
にっこうがわ 日向川	にっこうがわ 日向川		酒田市升田字奥山上流6.5軒地点		32,500	酒田市
	にし 西 通 川	一次	左岸 鮑海郡遊佐町北日字菅野南山月光川合流点 右岸 同町江地字菖蒲谷地月光川合流点	日向川への合流点	7,800	遊佐町 酒田市
	もろ 草 田 川	一次	左岸 酒田市米島字中草田 右岸 同市千代田字下草田	同 上	2,100	酒田市
	あらい 荒 瀬 川	一次	左岸 酒田市上青沢字菖蒲谷地字屋敷地 右岸 同市北青沢字大俣白玉川合流点	同 上	15,144	酒田市
	いし 石 田 川	二次	左岸 酒田市大蔵字沢の内156番の1地先 右岸 同市大蔵同字161番地先	荒瀬川への合流点	1,000	酒田市
	こ 小 平 沢 川	二次	左岸 酒田市下青沢字日湯154番地先 右岸 同市下青沢同字135番地先	同 上	1,000	酒田市
	おお 大 平 沢 川	二次	左岸 酒田市下青沢字大平沢23番地先 右岸 同市下青沢同字226番地先	同 上	700	酒田市
	あし 芦 沢 川	二次	酒田市北青沢字大芦沢	同 上	1,800	酒田市
	うは 姥 ヶ 沢 川	二次	左岸 酒田市上青沢字姥ヶ沢41番地の2地先 右岸 同市上青沢同字44番地先	同 上	2,200	酒田市
	こ 小 屋 瀨 川	二次	酒田市北青沢字小屋瀨	同 上	280	酒田市
	しろ 白 玉 川	二次	左岸 酒田市上青沢字白玉 右岸 酒田市北青沢字白玉川	同 上	1,500	酒田市
	ふ 不 動 沢 川	一次	県道升田芦田線(不動沢橋)	日向川への合流点	2,300	酒田市
	くさ 草 津 川	一次	左岸 酒田市草津字川の内10番地先 右岸 同市草津字小清水48番地先	同 上	1,500	酒田市
	まえ 前 の 川	一次	酒田市升田字大森	同 上	3,900	酒田市
	おお 大 八 重 川	一次	左岸 酒田市奥山 右岸 日向川合流点1軒上流	同 上	1,000	酒田市

3 新井田川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
にいだいがわ 新井田川	にいだいがわ 新井田川		左岸 酒田市生石字大平24番地先 右岸 同市生石字大平10番地先		15,100	酒田市
	こう 幸 福 川	一次	酒田市保岡字村際50番の15地先の県道橋(井皿橋)	新井田川への合流点	3,800	酒田市
	あか 豊 川	二次	左岸 酒田市酒井新田字二番割2番地先(幸福川との分岐点) 右岸 同市豊里字落鷲58番の6地先	宮海岸壁南端より42.64メートル上流	3,000	酒田市
	てら 寺 田 川	一次	酒田市前川字後田32番の1地先の農道橋下流端	新井田川への合流点	4,430	酒田市
	かい 境 川	一次	酒田市北境字赤坂(神社橋)	同 上	4,000	酒田市
	ひら 平 田 川	一次	左岸 酒田市山楯字南山40番の1地先 右岸 同市山楯字北山63番の2地先	同 上	5,000	酒田市

4 岡町川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
おかまちがわ 岡町川	おか 岡	まち 町 がわ 川	左岸 鶴岡市加茂字坂の下168番地先 右岸 同市加茂同字175番地先		750	鶴岡市

5 油戸川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
あぶら 油戸川	あぶら 油	と 戸 がわ 川	左岸 鶴岡市油戸字中田23番の140地先 右岸 同市油戸同字101番の3地先		920	鶴岡市

6 楯下川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
たてした 楯下川	たて 楯	した 下 がわ 川	左岸 鶴岡市由良字町田2番の1地先 右岸 同市由良同字6番の1地先		660	鶴岡市

7 三瀬川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村			
			上流端	下流端					
さんせ 三瀬川 (上流水照川を含む)	さん 三	せ 瀬 がわ 川	左岸 鶴岡市三瀬字藤倉16番の1地先 右岸 同市三瀬同字16番の3地先		4,631	鶴岡市			
			一次	左岸 鶴岡市中山字向山27番の10地先 右岸 同市中山同字27番地の2地先			三瀬川への合流点	5,700	鶴岡市
			二次	鶴岡市中山字石川原112番の1地先の林道橋			降矢川への合流点	2,200	鶴岡市
			一次	左岸 鶴岡市三瀬字二口84番地先 右岸 同市三瀬同字85番地先			三瀬川への合流点	2,800	鶴岡市

8 五十川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村		
			上流端	下流端				
いご 五十川	い 五 十 がわ 川		左岸 鶴岡市菅の代字川内23番地 右岸 同市菅の代字沢口2番地先		16,700	鶴岡市		
		一次	鶴岡市小菅野代字西山54番の2地先	五十川への合流点			5,000	鶴岡市
		一次	鶴岡市五十川字沢内(船木台橋)	同 上			500	鶴岡市
		一次	左岸 鶴岡市五十川字仙の沢55番地先 右岸 同市五十川同字29番地先	同 上			3,100	鶴岡市
		一次	左岸 鶴岡市戸沢字西の俣23番地先 右岸 同市戸沢字大早田55番地先	同 上			1,800	鶴岡市
		一次	左岸 鶴岡市菅の代字宮の下53番地の1地先 右岸 同市菅の代同字55番地先	同 上			500	鶴岡市

9 温海川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村			
			上流端	下流端					
あつみ 温海川	あつ 温	み 海 がわ 川	左岸 鶴岡市温海川字後田(荒谷取入口) 右岸 同市温海川字中ノ俣		15,800	鶴岡市			
			一次	左岸 鶴岡市温海川字南俣川45番地先 右岸 同市温海川字屋敷90番地先(南俣橋上流50米)			温海川への合流点	1,000	鶴岡市
			一次	左岸 鶴岡市温海字北俣23番の2地先 右岸 同市温海同字82番地先			同 上	1,500	鶴岡市

10 庄内小国川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村				
			上流端	下流端						
しょうないこく 庄内小国川	しょう 庄	ない 内	こく 小 国 がわ 川	左岸 鶴岡市越沢字聖台53番の1地先 右岸 同市越沢字樺代49番地先		21,600	鶴岡市			
				一次	左岸 鶴岡市小国字広谷4番の2地先(広谷堰堤) 右岸 同市小国同字1番地先			庄内小国川への合流点	2,300	鶴岡市
				一次	左岸 鶴岡市木野俣字向田116番地先 右岸 同市木野俣113番地先			同 上	1,000	鶴岡市
				一次	左岸 鶴岡市木野俣字不動滝117番地先 右岸 同市木野俣162番地先			同 上	1,200	鶴岡市

11 巖沢川水系

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
いわさ 巖沢川	いわ 巖	さ 沢 がわ 川	左岸 鶴岡市小岩川字北沢49番地先 右岸 同市小岩川同字45番の1地先		1,200	鶴岡市

1.2 出口沢川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長 (m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
でくちさわかわ 出口沢川	でくちさわかわ 出口沢川		鶴岡市小岩川字南沢38番の1地先の林道橋下流端		1,200	鶴岡市

1.3 早田川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長 (m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
わさだかわ 早田川	わさだかわ 早田川		左岸 鶴岡市早田字山藤86番地先 右岸 同市早田字河内177番地先		1,100	鶴岡市

1.4 鼠ヶ関川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長 (m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
ねずがせきかわ 鼠ヶ関川	ねずがせきかわ 鼠ヶ関川		左岸 鶴岡市関川字向92番地先 右岸 同市関川同字90番地先(入山橋)		15,700	鶴岡市

1.5 村上川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長 (m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
むらかみかわ 村上川	むらかみかわ 村上川		左岸 鶴岡市由良字村上33番の37地先 右岸 同市由良同字71番地先		250	鶴岡市

1.6 長者川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長 (m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
ちやうじゃかわ 長者川	ちやうじゃかわ 長者川		左岸 鶴岡市由良字川原田47番の1地先 右岸 同市由良同字68番の20地先(暗渠下流端)		475	鶴岡市

1.7 天竜川水系

水系	河川名	支川	区 間		管理延長 (m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
てんりゅうかわ 天竜川	てんりゅうかわ 天竜川		左岸 鶴岡市堅苔沢字測の上447番地先 右岸 同市堅苔沢同字347番の3地先(農道橋下流端)		530	鶴岡市

対象河川計			59河川	269,710		
-------	--	--	------	---------	--	--

別表 2

機 関 名	代 表 者
(委員)	
鶴岡市	市 長
酒田市	市 長
遊佐町	町 長
気象庁 山形地方気象台	台 長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長
(オブザーバー)	
山形県 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局	危機管理課長

別表 3

機 関 名
(アドバイザー)
国土交通省東北地方整備局河川部

別表 4

機 関 名	代 表 者
鶴岡市	市民部 危機管理監
酒田市	総務部 危機管理課長
遊佐町	総務課長
気象庁 山形地方気象台	防災管理官
山形県 庄内総合支庁	総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 庄内総合支庁	建設部 河川砂防課長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。